

●保育料の算定に必要な資料

(1) 令和5年1月1日時点で鏡野町以外に住民票の登録があった方は

- 令和5年度の市町村民税所得課税証明を添付
※令和5年1月1日の住所地のある市町村で発行を受けてください。
- 個人番号届出書

(2) 令和5年1月1日に鏡野町に住民票の登録がある方は

- 添付書類は必要ありません
ただし、他市町村で住民税が課税されている場合は(1)の書類が必要となります。

入園にかかる事項

●申込み者数が定員を超えた場合は、入園できない場合があります。第1希望の園に入園できない場合、いずれか1つを選んでチェックしてください。

- 第2、第3、第4、第5希望園に入園したい。
- 育児休業を延長する(最大 年 月 日まで)
- 自宅で保育をしながら待機する。(原則第1希望園で待機)
- その他 ()

●【2人以上の子どもを同じ園・同じ日に入園希望される方】

申込者数が定員を超えた時は、同じ園・同じ日に入園できない場合があります。その場合 いずれか1つを選んでチェックしてください。

- 同じ園・同じ日に入園させたいので、全員待機する。
- 希望日から入園できるのであれば、別々の園に入園してもよい。
- 最終的に同じ園に入園できるのであれば、入園できる児童から先に入園させたい。
(先に入園してもよい児童名：)
- その他 ()

入園申込みにあたり、上記事項を確認し承諾します。

令和 年 月 日

保護者 氏名 _____

氏名 _____

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。